

# 福岡県公報

令和3年3月16日  
第183号

## 目次

### 告示 (第289号 - 第302号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 2
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 保安林の指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 3
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 6
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 6

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) ..... 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 8
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ..... 10
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) ..... 12
- 福岡県営名島運動公園の利用料金の承認 (公園街路課) ..... 13
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 15
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 15

### 雑 報

- 審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見及び答申の公表 (教育庁文化財保護課) ..... 15

### 再 掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) ..... 16

## 告 示

### 福岡県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

京 築	県 道	行 添 橋 田 線	前	行橋市西宮市三丁目104番1先から 行橋市西宮市三丁目1番1先まで	8.7 ～ 12.8	86.1
			後	行橋市西宮市三丁目104番1先から 行橋市西宮市三丁目1番1先まで	8.7 ～ 27.0	

**福岡県告示第290号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字中川200番1先から 行橋市西宮市三丁目104番1先まで	4.0 ～ 40.0	1,994.0
			前	行橋市大字中川200番1先から 行橋市大字大野井657番17先まで	4.0 ～ 53.0	
			後	行橋市大字中川200番1先から 行橋市大字大野井656番1先まで	4.0 ～ 42.0	1,757.9
			後	行橋市大字中川200番1先から 行橋市大字大野井656番1先まで	10.8 ～ 53.0	1,754.0

**福岡県告示第291号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

昭和61年3月18日農林水産省告示第421号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに飯塚市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第292号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和59年6月20日農林水産省告示第1395号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第293号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年9月1日農林水産省告示第1847号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第294号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により告示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所  
朝倉市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、朝倉市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の<sup>かん</sup>滴養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第295号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区 間
久留米朝倉	県道久留米筑紫野線	小郡市松崎190番1先から朝倉郡筑前町四三嶋1446番28先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするのためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

令和3年4月1日

**福岡県告示第296号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	県道	高田川線	前	みやま市高田町今福1304番4先からみやま市高田町岩津967番1先まで	6.8 ～ 17.4	1,350.8	
			前	みやま市高田町今福977番先からみやま市高田町岩津967番1先まで	10.3 ～ 37.8	2,718.4	うち一般国道209号重用延長570メートル
			後	みやま市高田町今福1304番4先からみやま市高田町岩津967番1先まで	6.8 ～ 17.4	1,350.8	
			後	みやま市高田町今福977番先からみやま市高田町岩津967番1先まで	10.3 ～ 37.8	2,808.4	うち一般国道209号重用延長660メートル

**福岡県告示第297号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

南筑後	高田山 川線	みやま市高田町今福877番先から みやま市高田町今福576番1先まで
-----	-----------	---------------------------------------

## 福岡県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南筑後	県道	大牟田 川副 線	前	柳川市大和町中島996番 1先から 柳川市大和町谷垣50番 1先まで	7.2 ～ 54.6	5,689.3	うち一般 国道208号 重用延長 330.0メー トル
			後	柳川市大和町中島996番 1先から 柳川市大和町谷垣50番 1先まで	7.2 ～ 54.6	5,689.3	うち一般 国道208号 重用延長 330.0メー トル
			後	柳川市大和町中島996番 1先から 柳川市大和町谷垣50番 1先まで	7.2 ～ 54.6	6,071.4	うち一般 国道208号 重用延長 330.0メー トル

## 福岡県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 川副 線	柳川市大和町皿垣開1506番1先から 柳川市大和町皿垣開1745番1先まで
南筑後	大牟田 川副 線	柳川市大和町皿垣開1903番1先から 柳川市大和町皿垣開2444番先まで

## 福岡県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川 線	柳川市蒲生1108番6先から 柳川市蒲生1041番2先まで

## 福岡県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市蒲生1041番2先から 柳川市金納40番2先まで

**福岡県告示第302号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第232号筑後中央広域都市計画下水道事業筑紫市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
筑後市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑後中央広域都市計画下水道事業筑後市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成10年10月23日から令和8年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**公 告****公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区

の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
上新入土地改良区	令和3年3月3日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大板井字井尻1162番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市宮ノ陣五丁目13-30  
伊藤 泰堯

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和2年2月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 ダイレックス春日店  
(2) 所在地 春日市昇町七丁目65番地
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数(台)	駐車場の位置	収容台数(台)
建物北西側	103	建物北西側	96

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南西側	25	建物南西側	35
建物南東側	24	建物北西側	15
合計	49	合計	50

- (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南東側	11.25	建物南東側	5.95
建物南東側	5.74	建物内北東側	11.25

合計	16.99	合計	17.20
----	-------	----	-------

- 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	建物敷地南西側及び北西側	2	建物敷地南西側及び北西側

#### 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和3年2月26日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 (仮称)ドラッグコスモス宗像東郷店  
(2) 所在地 宗像市平井二丁目1068番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
--------	----

株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
------------	-------------	--------------------

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和3年10月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,534平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
建物東側	65

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数 (台)
建物東側	20

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
建物東側	44

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)

建物内北側	11.74
-------	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
建物敷地北側	2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

高度情報技術対処資機材賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者



- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率

- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和3年4月5日（月曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間  
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

### 1 調達内容

- (1) 調達案件名  
高度情報技術対処資機材賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等  
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間  
令和3年6月1日から令和6年5月31日までの間
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年4月26日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号） 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和3年3月16日（火曜日）から令和3年4月26日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所  
5の部局とする。

- (2) 提出期限  
令和3年4月26日（月曜日）午後5時45分

- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時  
令和3年4月27日（火曜日）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

### 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

### 16 Summary

- (1) The name of this contract matter  
A lease contract for Advanced information technology equipment
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on April 26, 2021
- (3) Inquiries about this notice of tender should be made to Accounting Division,  
General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata ward, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext. 2590)

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市黒木町湯辺田（湯辺田換地区）	令和3年3月3日

**公告**

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営名島運動公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 名称  
福岡県営名島運動公園
- 2 位置  
福岡市東区名島二丁目
- 3 利用料金の承認年月日  
令和3年3月3日
- 4 利用料金（令和3年4月1日以降）  
庭球場に附属する設備

区 分	単 位	金 額
庭球場の照明	30分以内	260円

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 落札に係る契約事項の名称  
複写サービスに係る単価契約（知事・教育）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年1月21日（（13）北九州地区・カラー2及び（18）筑後地区・カラー1は令和3年1月27日、（10）福岡地区・カラー2は令和3年2月3日）
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額（（10）福岡地区・カラー2は契約の相手方の氏名及び住所並びに契約金額）

件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)
(1) 本庁・モノクロ	A	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.61 円
	B			0.61 円
	C			0.61 円
	D			0.61 円
	E			0.61 円
(2) 福岡地区・モノクロ	A	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.91 円
	B			0.91 円
	C			0.91 円
	D			0.91 円
	E			0.91 円
(3) 北九州地区・モノクロ	A	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.79 円
	B			0.79 円
	C			0.79 円
	D			0.79 円
	E			0.79 円
(4) 筑豊地区・モノクロ	A	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.99 円
	B			0.99 円
	C			0.99 円
	D			0.99 円
	E			0.99 円
(5) 筑後地区・モノクロ	A	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.92 円
	B			0.92 円
	C			0.92 円
	D			0.92 円
(6) 本庁・カラー1	F(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.05 円
	F(カラー)			3.60 円
(7) 本庁・カラー2	G(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.76 円
	G(カラー)			2.78 円
(8) 本庁・カラー3	H(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.66 円
	H(カラー)			2.11 円
(9) 福岡地区・カラー1	F(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.22 円
	F(カラー)			4.74 円
(10) 福岡地区・カラー2	G(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.87 円
	G(カラー)			4.45 円
(11) 福岡地区・カラー3	H(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.60 円
	H(カラー)			2.67 円
(12) 北九州地区・カラー1	F(モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.15 円
	F(カラー)			5.95 円
(13) 北九州地区・カラー2	G(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.84 円
	G(カラー)			3.72 円
(14) 北九州地区・カラー3	H(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.60 円
	H(カラー)			2.74 円
(15) 筑豊地区・カラー1	F(モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.15 円
	F(カラー)			7.15 円
(16) 筑豊地区・カラー2	G(モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.81 円
	G(カラー)			3.75 円
(17) 筑豊地区・カラー3	H(モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.35 円
	H(カラー)			3.01 円
(18) 筑後地区・カラー1	F(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.41 円
	F(カラー)			5.52 円
(19) 筑後地区・カラー2	G(モノクロ)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.45 円
	G(カラー)			3.50 円
(20) 筑後地区・カラー3	H(モノクロ)	コニカミノルタージャパン株式会社 官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.60 円
	H(カラー)			2.45 円

- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札（（10）福岡地区・カラー2は不調による随意契約）
- 6 入札公告日  
令和2年12月8日
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字久原字毛後寺2665番1、2665番12から2665番15まで及び2667番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
糟屋郡久山町大字久原2665番8  
有限会社ひさやま  
代表取締役 今奈良 幸人

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月16日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和3年3月3日新宮町告示第17号）

**雑 報**

**福岡県文化財保護審議会公告**

福岡県の文化財保護に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第8条の規定により、提出された意見の要旨及び教育委員会への答申について、次のとおり公表します。

令和3年3月16日

福岡県文化財保護審議会会長 高倉 洋彰

1 提出された意見の要旨

(1) 「文化財の詳細な説明」についての意見

- ・有形民俗文化財（生活文化を示す白などの民具等）の保存や活用についてさらに記述できないか。
- ・豊前神楽のように、広域に分布する民俗芸能の継承について記述できないか。
- ・中近世城館（山城）の保存や管理の取組についての記述も必要ではないか。
- ・文化財を地域の自然や歴史の中で、総合的に捉え、保護する方針が必要ではないか。
- ・民話伝承や民謡を伝えたり守っていく取組が記述できないか。

(2) 「関係機関との連携」についての意見

- ・樹木医会や建築士会などの団体との連携も記述すべきではないか。

(3) 「市町村支援の具体的取組」についての意見

- ・市町村への助言や支援について、具体的な内容を記述してほしい。
- ・市町村の体制整備や専門職員の配置について記述できないか。

(4) 「文化財保存活用地域計画の作成支援」についての意見

- ・市町村が文化財保存活用地域計画を作成する際に、地域の特性を生かしたものになるような、県からの支援が記述できないか。

(5) 「資料」についての意見

- ・天然記念物（樹木）の被害について、外来種のクスベニヒラタカスミカメ（カメムシ）による被害についても記述が必要ではないか。

2 答申の名称

福岡県におけるこれからの文化財保護行政の在り方について

### 3 答申の要旨

#### 序章 策定の背景と目的

- 1 文化財保護法の改正と都道府県の役割
- 2 福岡県における大綱の検討
- 3 福岡県における大綱の目的と役割

#### I章 文化財保護制度と福岡県の文化財保護

- 1 文化財の体系と保護制度
- 2 福岡県の概要
- 3 福岡県の文化財保護行政の歩み
- 4 福岡県の文化財保護行政の現状

#### II章 福岡県における文化財の現状と課題

- 1 福岡県の歴史的特質と文化財
- 2 福岡県における各種文化財の現状と課題
- 3 福岡県における文化財保護の課題

#### III章 福岡県における文化財保護に関する基本方針

- 1 福岡県の文化財保護の理念
- 2 福岡県における文化財保護に関する方針

#### IV章 文化財の防災・防犯対策

- 1 文化財の防災・防犯対策の必要性
- 2 福岡県における近年の文化財被害
- 3 文化財の防災対策
- 4 文化財の防犯対策
- 5 各種文化財の防災・防犯対策の概要

#### V章 文化財保護の推進体制

- 1 文化財保護推進体制の充実
- 2 組織体制及び関係機関との連携
- 3 市町村等への支援体制

#### VI章 福岡県における文化財保護の展望

- 1 福岡県の文化財保護の施策
- 2 福岡県の文化財保護の展望

#### 4 答申の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 福岡県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

## 再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

#### 福岡県告示第288号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和3年3月15日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

#### 1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）  
-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (2) 化学名 1-〔1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及び  
その塩類
- (3) 化学名 3-〔2-〔エチル（プロピル）アミノ〕エチル〕-1H-インドール  
-4-イル=アセテート及びその塩類
- (4) 化学名 エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペ  
リジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロ  
フェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート及びそ



これらの塩類

(5) 化学名 エチル = (R) - 2 - (4 - フルオロフェニル) - 2 - [ (S) - ピペ  
リジン - 2 - イル ] アセテート、エチル = (S) - 2 - (4 - フルオロ  
フェニル) - 2 - [ (R) - ピペリジン - 2 - イル ] アセテート及びそ  
れらの塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に  
基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和 3 年 3 月 16 日